

## 平成 30 年第 2 回飯綱町行政不服審査会 概要

1. 日 時 平成 31 年 3 月 14 日 (木) 午後 1 時 45 分～ 3 時 35 分
2. 場 所 飯綱町役場 2 階会議室及び飯綱福祉センター 1 階会議室
3. 出席者  
(1) 委 員 山浦能央、荒井孝幸、丸山俊樹、高野哲浩  
(2) 事務局 原総務課長、高橋課長補佐兼係長、西澤担当係長
4. 議 事

### ① 口頭意見陳述について

審査請求人からの口頭意見陳述を行った。

### ② 諮問に係る審議について

会 長：先ほどの口頭意見陳述、それから前回、配られた資料をもとに審議を行いたい。

最初に、補助の対象者、団体の根拠はどういったことから定められたのか。

事務局：反論書に記載されているが、補助対象者は、町内に在住、在学、又は在勤の 5 人以上で構成され、町内に活動拠点を有する団体と定められており、一個人への補助ではなく団体の活動として他地域への波及効果や地域住民の参加など、住民交流による地域活性化につながるような活動を期待するものとして、団体という要件が定められた。

委 員：要綱の制定日はいつか。

事務局：告示日は平成 18 年 3 月 31 日で同年 4 月 1 日に施行されている。

委 員：処分庁としては、飯綱町まちづくり活動支援事業補助金交付要綱並びに飯綱町補助金等交付規則に従って書類の審査を行って処分を決めたもので問題ないを考える。

委 員：本来なら要綱どおり申請してもらえば何の問題もなかったと考える。

会 長：他に質疑意見等ありますでしょうか。

各委員：なし

会 長：今までの意見等をまとめると、棄却が妥当と考えるがいかがか。

各委員：賛成

会 長：それでは答申の方向は棄却ということで進めたい。

### ③ 答申について

答申書を作成及び審議し、答申を決定した。